

大分市景観条例施行規則

平成 19 年 6 月 21 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大分市景観条例(平成 19 年大分市条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画提案団体)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による登録(以下「登録」という。)は、良好な景観の形成に関する活動を継続的に行っているものとして市長が認める団体であって次に掲げる要件を満たすものについて行うものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものを定めていること。
- (2) 役員名簿及び構成員名簿を作成していること。
- (3) 団体の構成員数が 10 人以上であること。

2 登録を受けようとする団体は、計画提案団体登録申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 登録の申請を行った日の属する事業年度及び当該事業年度の翌年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 活動の区域を示す書面
- (4) 役員名簿及び構成員名簿

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決

定し、その旨を当該申請を行った団体に通知するものとする。

- 4 登録の有効期間は、当該登録を受けた日から3年とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該期間を短縮することができる。
- 5 登録を受けた団体(以下「計画提案団体」という。)は、当該登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、当該有効期間満了の日前1月以内に、計画提案団体登録更新申請書(様式第2号)に第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該添付書類の一部を省略させることができる。
- 6 計画提案団体は、計画提案団体登録申請書又は第2項各号に掲げる添付書類の内容に変更があるときは、計画提案団体変更届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、計画提案団体が第1項に定める要件を欠くに至ったと認めるときその他計画提案団体として適当でないとき、登録を取り消すことができる。
- 8 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該団体に通知するものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)をしようとする者は、景観計画区域内行為届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 届出は、次に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める図書を添付して行わなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該各号に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号)第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる図書
- (2) 条例第 8 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為 次に掲げる図書
 - ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
 - イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
 - エ その他参考となるべき事項を記載した図書
- (3) 条例第 8 条第 3 項第 5 号に掲げる行為 次に掲げる図書
 - ア 特定照明により照射される建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物及び特定照明の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
 - エ 建築物又は工作物の特定照明により照射される面の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のものに鉛直照度、照明器具の最大光度及び建物表面の輝度を表示したもの
 - オ その他参考となるべき事項を記載した図面
- 3 市長は、届出を行った者(以下この条において「届出者」という。)に対し、当該届出に係る行為が完了したときは、その報告を求めるものとする。この場合において、届出者は、景観区域内行為完了届出書(様式第 5 号)に完了写真その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出するものとする。
- 4 市長は、届出者が届出に係る行為を取りやめようとするときは、その報告を求めるものとする。この場合において、届出者は、第 4 条の 2 第 1 項の規定による審査適合通知書

の交付を受ける前にあつては景観計画区域内行為取下書（様式第 6 号）を、同項の規定による審査適合通知書の交付を受けた後にあつては景観計画区域内行為取りやめ書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

（行為の変更の届出）

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第 1 項の規定による届出に係る行為が法第 16 条第 7 項各号に掲げる行為（同項第 11 号の規定に基づき条例第 9 条に定める行為を含む。）に該当することとなるもの以外のものとする。

- 2 条例第 8 条第 2 項の規定による変更の届出をしようとする者は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の変更の届出について準用する。この場合において、市長が必要がないと認めるときは、同条第 2 項各号に掲げる添付書類の一部を省略させることができる。

（審査適合通知書）

第 4 条の 2 市長は、条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の届出があつた場合において、当該届出に係る行為が条例第 6 条第 1 項に規定する大分市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、当該届出を行った者に対し、審査適合通知書（様式第 9 号）を交付するものとする。

- 2 前項の審査適合通知書は、法第 18 条第 1 項に規定する期間（同条第 2 項の規定により短縮する場合にあつては、短縮後の期間）が経過した後に交付するものとする。

（事前協議）

第4条の3 条例第8条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、景観計画区域内
行為に係る事前協議書（様式第10号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
ない。

（届出対象物等）

第5条 市長は、条例第8条第3項第5号に掲げる行為のうち、条例第9条第1号アから
ケまでに定める規模未満の建築物又は工作物に対して行われる行為で良好な景観の形
成に支障を及ぼすおそれがないと認めるものについては、条例第8条第1項の規定に
よる届出を行うことを要しないものとするができる。

2 条例第9条第1号イの規則で定める塔状の工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの
- (2) 煙突、鉄塔、電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (3) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (4) 監視塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの

3 条例第9条第1号エの規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これら
に類する製造施設
- (2) 自動車車庫の用途に供する立体的施設その他これに類する施設
- (3) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する貯蔵
施設
- (4) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、リサイクル施設その他これらに類する
処理施設

4 条例第9条第1号カの規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) ダム、砂防ダム、水門その他これらに類するもの
- (2) 防波堤、護岸、岸壁、栈橋その他これらに類するもの
- (3) 落石防護柵、遮音壁、道路照明その他これらに類するもの

(届出及び勧告等の適用除外)

第6条 条例第9条第2号の規則で定める規模以下の行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが10メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の延べ床面積が500平方メートル以下であるもの
- (2) 工作物の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の見付面積が既存工作物の見付面積の2分の1以下であるもの

2 条例第9条第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項又は第21条第3項の許可を要する行為
- (2) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の許可を要する行為
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項又は第2項の許可を要する行為
- (4) 大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年大分市条例第72号)第4条第1項の許可を要する行為
- (5) 大分県立自然公園条例(昭和32年大分県条例第74号)第13条第4項の許可又は同条例第15条第1項の規定による届出を要する行為
- (6) 大分市緑の保全及び創造に関する条例(平成13年大分市条例第3号)第11条第1項の規定による届出を要する行為

(街路樹整備重点道路における街路樹のせん定等の通知)

第7条 条例第14条第2項の規定による通知をしようとする者は、街路樹のせん定等実施通知書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 街路樹のせん定等(条例第14条第2項に規定する街路樹のせん定等をいう。以下同じ。)を行う区域を表示する位置図
- (2) 街路樹のせん定等を行う区域の街路樹の状況を示す写真
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書

2 条例第14条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 低木(樹高が概ね1メートル未満の樹木をいう。)である街路樹のせん定等を行う場合
- (2) 道路構造令(昭和45年政令第320号)その他の法令を遵守するため街路樹のせん定等を行う場合
- (3) 倒木のおそれその他の緊急を要する事由が生じたことにより街路樹のせん定等を行う場合

(審議会の会長)

第8条 条例第15条第1項に規定する大分市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議及び議事)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、都市計画部まちなみ企画課において処理する。

(会長への委任)

第 11 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(身分を示す証明書)

第 12 条 法第 17 条第 8 項の証明書は、様式第 12 号によるものとする。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 11 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 52 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 44 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 23 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。